

一般事業主行動計画（次世代育成法）

社員が仕事と子育てを両立でき、就業継続を促進するため、働きやすい環境を作ることに
よって、その能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：月10時間以上の残業を年間平均10%未満とする

<対策>

令和 4年 4月～ 前年度までの取組み現状を把握
令和 5年 4月～ 社内検討委員会等にて検討
令和 6年 4月～ 管理職を対象とした啓発の実施

目標2：年次有給休暇の取得日数を年間平均60%以上とする

<対策>

令和 4年 4月～ 前年度までの取組み現状を把握
令和 5年 4月～ 社内検討委員会等にて検討
令和 6年 4月～ 管理職を対象とした啓発の実施